

答申第8号

「保険者の行った介護保険料処分に関する審査請求に対して栃木県介護保険審査会の裁決に至るまでの会議録についての保有個人情報の部分開示決定に対する異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

異議申立人が、栃木県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成25年4月25日付けで栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、「（本人が、）平成24年7月23日に提起した保険者の介護保険料処分に関する審査請求に対し、栃木県介護保険審査会の裁決に至るまでの会議録」（以下「本件請求保有個人情報」という。）について開示請求を行ったことに対して、実施機関が、当該審査請求に係る事案を審査した平成25年2月20日開催の栃木県介護保険審査会会議録（以下「本件会議録」という。）に記録された異議申立人に係る保有個人情報と特定の上、部分開示決定を行ったことは妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求書の提出

異議申立人は、実施機関に対し、平成25年4月25日付けで条例に基づき、本件請求保有個人情報について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件請求保有個人情報に対する保有個人情報について、本件会議録に記録された異議申立人に係る保有個人情報と特定の上（以下「本件対象保有個人情報」という。）、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した（平成25年5月7日付け高対第141号により通知）。

3 異議申立書の提出

異議申立人から、平成25年5月15日付けで異議申立書が提出された。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、「請求した介護保険審査会の議事録に対し、」他人に関する情報を除き、全て開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び実施機関が本人に口頭で確認した「異議申立てに係る確認書」における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

部分開示された会議録は、結論だけ記載された議事録に値しないものである。今回

のような重要な案件を審査する場合には、委員の発言内容等を記録した議事録を作成するはずであり、部分開示された会議録とは別の議事録が存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び回答書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の内容

本件請求保有個人情報に対する保有個人情報について、本件会議録に記録されている保有個人情報と特定し、本件処分を行った。

2 本件処分の理由

本件開示請求に係る保有個人情報については、本件会議録が当該会議にかかる唯一の記録であり、本件開示請求書の記載内容から、本件会議録に記録された異議申立人に係る保有個人情報を特定の上、異議申立人以外の個人に関する情報が記載されている部分を除いて開示することを決定した。

なお、具体的な会議録の作成方法については、庁内の統一的取扱いにおいて、会議等の目的や性格により、所属長が決定することになっており、必ずしも、委員の発言内容等を記録した議事録の形態を取らなければならないものではない。

第5 審議会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件請求保有個人情報

異議申立人は、本件会議録に記録された異議申立人に係る保有個人情報と特定の上なされた部分開示決定に対して、異議申立てをしている形態を取っている。しかし、異議申立書及び実施機関との口頭確認事項によると、異議申立人が求めている保有個人情報は、委員の発言内容等を記録した議事録に記録された保有個人情報である。

実施機関が行った部分開示決定は、異議申立人にとって、実質的には非開示決定（不存在）であると言える。このため、異議申立人が主張する議事録の保有の有無について、以下検討する。

3 本件議事録の保有の有無について

会議等記録の作成方法については、栃木県経営管理部長通知(平成24年5月16日)のとおり、所属長の判断に委ねられている。

同通知によると、議事については、会議等の目的や性格により、「ア 主な発言内容の要旨等、議事の具体的内容を記載する形態」と、「イ 会議等の結果のみを記載する形態」のいずれかを、所属長が選択するものとされている。ただし、重要な政策の決定等を行うものについては、原則としてアを選択するものとされている。

これに基づき、実施機関は、本件会議録のとおり作成しており、当審議会から実施機関に対して実施した「異議申立人から請求のあった介護保険審査会の議事録」の作成の有無についての調査に対して、そのような議事録は作成しておらず、本件会議録のみを作成している旨の回答があった。

介護保険審査会は、個別事件について審査を行うものであり、重要な政策の決定を行うものではないこと、さらに、本件会議録では、本件賦課徴収に関して違法性及び不当性は認められないということや棄却の結論に至る全委員の意思表示の状況等も記載されており、本件対象保有個人情報記録された本件会議録の他に詳細な議事録を二重に作成していないとの実施機関の主張には、特段の不合理・不自然な点は認められず、他にその存在を伺わせる特段の事情も認められない。

4 結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年6月13日	・ 諮問書(平成25年6月13日付け)を受理
平成25年7月2日	・ 諮問庁から開示決定等理由説明書(平成25年7月2日付け)を受理
平成25年9月4日 (第42回審議会)	・ 審議(経過等説明)
平成25年10月9日 (第43回審議会)	・ 審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
青 木 楊 子	医師	
島 田 好 正	元宇都宮女子高等学校長	会 長
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長職務代理者
本 山 路 子	NPO法人とちぎ消費生活ネットワーク理事	
安 田 真 道	弁護士	